

資料21(午後)	平成31年3月18日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	

## 重度障害者支援加算及び強度行動障害児特別支援加算

### に係る経過措置の終了について

#### 1. 概要

施設入所支援等における重度障害者支援加算等については、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）及び強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の研修を修了しているものとみなす規定が設けられておりましたが、当該経過措置については、下記のとおり終了することとされました。

#### 2. 改正内容

##### (1) 該当サービス

- ・施設入所支援
- ・共同生活援助
- ・福祉型障害児入所施設

##### (2) 加算の種別

- ・重度障害者支援加算
- ・強度行動障害児特別支援加算

##### (3) 経過措置の終了日

平成31年3月31日

#### 3. 今後の扱い

平成31年度4月1日以降においては、当該研修を修了していない場合は、施設入所支援、共同生活援助及び福祉型障害児入所施設の重度障害者支援加算等の加算要件を満たさないこととなりますのでご注意ください。